

2026年9月

お客さま各位

奈良信用金庫

「当座勘定規定」等の改定について

平素は奈良信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、2026年3月に当金庫ホームページ等においてお知らせしておりますように、2026年9月30日をもって手形・小切手の最終振出期限とするとともに、他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いを終了させていただきます。これに伴い、「当座勘定規定」等下記のとおり改定しますのでお知らせします。

なお、改定日以前からご契約いただいているお客さまにつきましても改定後の規定が適用されますので、ご了承ください。

記

1. 改定日

2026年10月1日（木）

2. 主な改定内容

（1）手形・小切手の振出期限の設定

最終振出期限：2026年9月30日（水）

（2）他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付終了

最終受付日：2026年9月30日（水）

※詳細については、次ページの「新旧対照表」および「手形・小切手の振出期限設定および他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い終了について」（2026年3月）をご覧ください。

3. 改定する規定

当座勘定規定（一般用）、約束手形用法、為替手形用法、小切手用法

普通預金規定

無利息型普通預金規定

貯蓄預金規定

納税準備預金規定

通知預金規定

自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）

自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）

自由金利型定期預金規定（大口定期預金）

自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期預金）

期日指定定期預金規定

自動継続期日指定定期預金規定

変動金利定期預金規定

自動継続変動金利定期預金規定

期間限定定期預金規定

自動解約型定期預金規定

積立定期預金規定

定期積金（スーパー積金）規定

以 上

当座勘定規定（一般用）

新	旧
1. 略 2. (当座勘定への受入れ) (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> 3. ～7. 略 8. (手形、小切手の支払等) (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> (2) ～ (3) 略 9. (手形、小切手用紙等) (1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</u> (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u> (3) ～ (6) 略 10. ～18. 略 19. (振出日、受取人記載もれの手形、小切手) (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> (2) 略 20. (線引小切手の取扱い) (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押捺（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> 21. ～29. 略	1. 略 2. (当座勘定への受入れ) (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 3. ～7. 略 8. (手形、小切手の支払) (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 (2) ～ (3) 略 9. (手形、小切手用紙) (1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 (3) ～ (6) 略 10. ～18. 略 19. (振出日、受取人記載もれの手形、小切手) (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 (2) 略 20. (線引小切手の取扱い) (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押捺（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 21. ～29. 略

約束手形用法

新	旧
1. ～2. 略 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。 4. ～9. 略	1. ～2. 略 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。 4. ～9. 略

為替手形用法

新	旧
1. ～3. 略 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。 5. ～11. 略	1. ～3. 略 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。 5. ～11. 略

小切手法

新	旧
1. 略 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご通知おきください。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> 3. ～9. 略	1. 略 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご通知おきください。 3. ～9. 略

普通預金規定、無利息型普通預金規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定

新	旧
3. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2) ～ (5) 略	3. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2) ～ (5) 略

通知預金規定

新	旧
4. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2) 略	4. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 略

自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）、自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）、自由金利型定期預金規定（大口定期預金）、自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期預金）、期日指定定期預金規定、自動継続期日指定定期預金規定、変動金利定期預金規定、自動継続変動金利定期預金規定、期間限定定期預金規定、自動解約型定期預金規定

新	旧
2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2) 略	2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 略

積立定期預金規定

新	旧
4. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2) 略	4. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 略

定期積金（スーパー積金）規定

新	旧
9. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2) 略	9. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。 (2) 略

以 上